トヨタの吉利を訴える事案の判決書についての分析

中国弁理士　劉　新宇*

目次

一、はじめに

改革開放政策が実施されてから２４年が経過し、中国においても庶民が自動車を購入することが可能になってきている。例えば北京、上海、広州、深センなどの大都市では、多くの海外の自動車会社が進出してきている。日本のホンダ、ドイツのフィルクスワーゲンの成功に刺激を受けて、日本のトヨタ、ドイツの BMW、アメリカのＧＭも中国に進出してきた。この状況下において中国知的財産界の多くが予想したことは、自動車業界における中国企業と日本企業の知的財産紛争であった。ホンダはオートバイの意匠特許をめぐる知財紛争において勝訴した。今回は、トヨタと吉利の商標権および不正競争行為に関する訴訟が注目された。2003 年 11 月 24 日、北京市第二中级人民法院において、トヨタは敗訴した。このトヨタの敗訴は、訴訟において中国企業との紛争の解決を望む中国進出企業にとって大きな影響を与えた。中国進出企業は、いかに中国企業と競争し、中国での司法的保護を受け得るのか？今回のケースには様々な問題が含まれている。筆者は、この北京市第二中級人民方院の判決を分析し、筆者としての見解を述べようと思う。

二、判決書全文翻訳

以下に判決全文を紹介する。読者の便宜を考慮し、著者が特に重要と考える部分にアンダーラインをつけて強調した上で、（注 1）から（注 8）までの番号を付した。この番号は私見を開陳する際、逐次言及する。

*Linda LIU 北京林達劉知識産権代理事務所（LINDA LIU & PARTNERS）中国弁理士
Website: http://www.lindaliugroup.com
Email: linda@lindapatent.com

中華人民共和国北京市第二中級人民法院

民事判決書

（２００３）二中民初字第０６２８６号

原告　（日本）トヨタ自動車株式会社、住所　日本国愛知県豊田市豊田町１番　地

権限代表　斎藤明彦、代表取締役。

委託代理人　史玉生、北京市金杜弁護士事務所弁護士。

委託代理人　楊暁莉、北京市金杜弁護士事務所弁護士。

被告　浙江吉利自動車有限公司、住所　中華人民共和国浙江省寧波市経済技術開発区新矸恒山路。

権限代表　李書福、代表取締役。

委託代理人　奚衛偉、北京賽徳信知的財産権代理有限公司　商標代理人。

委託代理人　王中、北京市五環弁護士事務所弁護士。

被告　北京亜辰偉業自動車販売センター、住所　中華人民共和国北京市朝陽区小営北路５５号。

権限代表　劉鳳山、社長。

委託代理人　王洋、北京市華正弁護士事務所弁護士

委託代理人　徐長林、北京市華正弁護士事務所弁護士

原告（日本）トヨタ自動車株式会社（以下「トヨタ（株)」と称す）と被告浙江吉利自動車有限公司（以下「吉利公司」と称す)、北京亜辰偉業自動車販売センター（以下「亜辰偉業センター」と称す）の商標権侵害及び不正競争紛争事案について、本裁判所は２００３年１月２日に事案を受理し、法律に基づいて合議体を設置し、管轄権異議申し立て手続きを経て、２００３年７月２日に継続審理となり、２００３年８月６日に公開審理を行なった。原告トヨタ（株）委託代理人史玉生、楊暁莉、被告吉利公司の委託代理人奚衛偉、王中、被告亜辰偉業センターの委託代理人王洋、徐長林は揃って出廷し訴訟に参加した。本案は現在既に審理を終了した。

原告トヨタ（株）は起訴状で次のように述べている。原告は自動車関連分野において図形商標（付図１を参照されたい、以下「トヨタ図形商標」と称す)、「丰田」(豊田の簡体字であり、またトヨタ（株）の中国で登録した文字商標の字体である。) 商標及び「TOYOTA」商標の登録商標専用実施権を有し、当該商標は中国で極めて高い知名度を持ち、争う余地のない著名商標である。しかし、原告は被告亜辰偉業センターが北京市アジア大会選手村の自動車交易市場で、被告吉利公司の製造に係る図形標章（付図２を参照されたい、以下「美日図形商標」と称す）及び「丰田」、「TOYOTA」商標を使用した自動車製品を

販売していることを発見した。被告吉利公司はその製造に係る自動車の車体前部、タイヤ、ハンドル、トランク等の顕著な箇所に使用した美日図形商標は、原告の登録商標権の侵害に加えて、不正競争行為に当たると指摘した。被告吉利公司及び亜辰偉業センターは本案関連の美日自動車を販売する際に、「美日自動車、豊田動力」、「トヨタ８A エンジン」、「技術パラメーター：TOYOTA 8A」等の宣伝文句を使用することにより、消費者の誤解を招き、誠実信用の原則に違反し、同時に商標権侵害及び不正競争に当たるとした。故に、原告は裁判所に対し、被告吉利公司が美日図形商標、「丰田」、「TOYOTA」商標を使用することは、原告の商標権を侵害することに当たり；被告亜辰偉業センターが上記侵害商標を使用した製品を販売し、CM で「丰田」及び「TOYOTA」商標を使用することは原告の商標権を侵害し；二人の被告の上記行為は同時に不正競争行為に当たると裁定し；原告の図形商標、「丰田」、「TOYOTA」登録商標は著名商標であると認定し；二人の被告が権利侵害行為を停止するよう命じ；二人の被告に対し、原告の経済損失13,920,000 元を支払うよう命じ、併せて原告が二人の被告の権利侵害を差し止めるための合理的な出費 150,000 元を支払い、二人の被告がこれにつき連帯責任を負うよう命じるよう請求した。

被告吉利公司は下記どおり答弁した。美日図形商標とトヨタ図形登録商標は客観的に類似していない。二つの図形商標は設計理念、図形の意味が全く違うばかりでなく、図形の基本構造、視覚に訴える効果も完全に相違する。美日自動車とトヨタ自動車はそれぞれ違う市場定位を持ち、関係公衆が高価な消費財である自動車を購入する際の慎重な態度及び車を購入する際に考慮する価格、品質、外観、ブランドなどの主要な要素からすれば、誤認混同を招くことは有り得ない。実際、これまで関係公衆が美日自動車をトヨタ自動車と勘違いした事例はなく、被告が美日図形商標を使用することは、原告の商標権を侵害することにはならない。被告の行為は不正競争行為にも当たらない。被告は自己のブランド戦略を有し、如何なる虚偽宣伝も行なっていない。美日自動車の使用する８A エンジンに関する宣伝は真実、正確なもので、商業慣行に合うものである。故に、被告がその商標や企業名称を不当に使用したという原告の訴えは何ら事実根拠もなく、原告の文字商標及び図形商標は著名商標として認定されるべきでない。

被告亜辰偉業センターは次のように答弁した。被告は原告の商標権を侵害しておらず、原告に対する不正競争行為にも当たらない。第一、被告の販売する美日自動車が使用する美日図形商標と原告の図形登

録商標は類似しない；被告は美日自動車を販売する際に、人の誤解を招く虚偽宣伝を行なっておらず、購入者に美日自動車のエンジンの状況を事実どおり説明したに過ぎないのであり、「TOYOTA」8A エンジンに関する表現は権利侵害に当たらない；８A エンジンは原告及び天津トヨタ自動車エンジン有限公司（以下「天津トヨタ公司」と称す）が製造したもので、トヨタ８A エンジンは天津トヨタ公司が名づけ、対外に使用したものである；天津トヨタ 8A エンジンは日本原産エンジンと誤認されることはない。第二、被告が美日自動車を販売する行為は、法律の規定に完全に合う合法的な行為である。被告は法律に基づいて登録した小型自動車販売資格を有する企業であり、被告は権利侵害賠償責任を負うべきではない。故に、被告に対する原告の訴訟請求は事実及び法律の根拠がなく、裁判所が原告の訴訟請求を却下するよう請求する。

原告トヨタ（株）は自己の訴訟における主張を証明するために、３種類の証拠書類を提出した。一番目は、原告が登録商標権を有する権利所有面の証拠書類である。

1、トヨタ図形登録商標証書（第５１４１１４号）；
2、「丰田」文字登録商標証書（第５０６６８３号）；
3、「TOYOTA」文字商標登録証書（第１３５０９２号）；
4、「TOYOTA」文字商標登録証書（第１３５０９５号）；

二番目は本案関連の原告の登録商標が著名商標であることを証明する証拠書類である。

5、「TOYOTA」商標のアジアにおける広報書類である；
6、トヨタ（株）が中国の各省区において設立した多数のトヨタ自動車販売店及び保守店の相関写真；
7、トヨタ（株）の中国におけるサービスネットワーク一覧表；
8、トヨタ自動車の中国及びその他世界各国における販売額の資料；
9、トヨタ自動車の広告支出書類；
10、アメリカ「ビジネスウィークリー」による会社の市場価値ベスト１０００世界順位表；
11、アメリカ「ビジネスウィークリー」による会社ブランドベスト１００世界順位表；
12、トヨタ図形商標、「丰田」文字商標、「TOYOTA」文字商標の世界における登録状況一覧表；
13、トヨタ図形商標を使用した数種類の自動車の中国における販売広報書類；
14、トヨタ自動車の CM 書類；
15、中国北京市公証処の交付による（２００３）京証経字第００２７５号公証書、

「TOYOTA」文字商標、トヨタ図形商標が日本の著名商標であり、アメリカにおいても登録済みという証明書類；

16、日本特許庁の交付による日本著名商標集、「TOYOTA」文字商標、トヨタ図形商標が日本の著名商標であるという証明書類；

17、「TOYOTA」文字商標、トヨタ図形商標がアメリカで登録された商標登録証書；

18、２００２年９月５日付け「北京晨報」に記載された「トヨタ、フォルクスワーゲン、ゼネラルモーターズの三巨頭中国で競走」と題する記事；

19、２００３年７月８日付け「北京現代商報」に掲載された「トヨタ５項目で一位獲得」と題する記事；

20、中国国家工商行政管理局商標局の発布した「全国重点商標保護名碌」、「TOYOTA」、「丰田」登録商標が重点商標として、中国政府の保護を受けていることの証明。

三番目は被告吉利公司、亜辰偉業センターに原告の登録商標専用権の侵害し、不正競争を行なう行為が存在することを証明する証拠書類：

21、中国北京市公証処の交付に係る（２００３）京証経字第００２７６号公証書、吉利公司の前身である寧波美日自動車製造有限公司が制作したインターネット上に掲載された本案関連の権利侵害内容；

22、美日自動車広報パンフレット；

23、北京勺海調査有限公司の作成した「商標類似性研究アンケート」；

24、北京勺海調査有限公司の作成した「商標類似性調査報告」；

25、商標初期審査公告概要；

26、27、天津トヨタ公司の提出した 8A エンジンに関する説明書類；

28、天津トヨタ公司製造の 8A エンジン実物；

29、美日自動車製品取扱説明書；

30、「北京晩報」に掲載された美日自動車広告；

31、中国北京市公証処の交付に係る（２００３）京証経字第０２４６８号公証書、被告吉利公司の 8A エンジンに関する宣伝が公衆に与えた影響を証明するもの；

32、中国北京市公証処の交付による（２００３）京証経字第０１４８４号公証書、アモイ金龍旅行車有限公司 XML6482 シリーズ車に使用するエンジンの状況を証明するもの；

33、34、中国浙江省寧波市工商行政管理局経済技術開発区分局の交付による吉利公司の工商登記控え書類；

35、中国長安公証処の交付による（２００

２）長証内経字第０６９３１号公証書、被告亜辰偉業センターが本案関連の権利侵害製品を販売しているという証明；

36、美日自動車の広報書類；

37、中国北京市工商行政管理局経済情報センターの交付による亜辰偉業センターの工商登記登録書類；

38、中国自動車工業協会が主宰する「中国自動車工業生産販売速報」雑誌、美日自動車の２００１、２００２年度販売台数の証明；

39、中国北京市公証処の交付による（２００３）京証経字第０１４８４号公証書、美日自動車利潤率の証明；

40、本案訴訟のために支出した弁護士費用等の出費領収証；

41、公証費用領収書及びエンジン代金支払い請求書、送金控え。

被告吉利公司及び亜辰偉業センターは上記証拠書類につき下記どおり答弁意見を述べた。

証拠１～４に対し、異議なし；証拠５～９は本案争議とは関係がない；証拠１０、１１は証明しようとする事項を証明できない；証拠１２は統計表の出所が反映できず、本案争議とは関係がない；証拠１３はトヨタ（株）の中国における自動車販売及びトヨタ自動車の中国における売れ行きの状況を直接的に証明できるものではなく、本案争議とは関係がない；証拠１４に対し、異議なし；証拠１５は公証書の形式を用いてはいるものの、インターネット上からダウンロードした内容の真実性を証明できるものではなく、本案の争議とは関係がない；証拠１６，１７の真実性は確定できない；証拠１８、１９はメディア掲載の記事で、証明力を持たない；証拠２０はインターネット上からダウンロードした書類で、真実性がない；　証拠２１，２２の真実性については認めるが、これをもつて美日図形商標を使用することが原告の登録商標権を侵害することになると認定されてはならないと思料する；証拠２３，２４はその内容の真実性と客観性を証明できるものではない。調査報告の題目自体誘導性を持っており、調査の対象は、関係消費者であるべきで、一般の公衆であってはならない；証拠２５～３０はそれが証明しようとする事項を証明できていない；証拠３１，３２はすべてインターネット上からダウンロードした内容で、真実性について検証するすべがなく、証明力を持たない；証拠３３、３４、３７、３８、３９に対し異議なし；証拠３５、３６は証明しようとする事項を証明できていない；証拠４０，４１の真実性については異議がないが、賠償要求には応じられない。

被告吉利公司はその抗弁を証明するために、下記どおり証拠書類を提出した。

1、吉利公司の市場定位に関する書類；

2、吉利公司の制定したCIS模範手帳；

3、吉利及び美日ブランドを市場に押し広めるための書類事例；

4、一部のメディアの吉利及び美日自動車に関する報道；

5、美日自動車価格表；

6、２００２年　第３期『大陸自動車』から抜粋した自動車市場ガイドラインの内容；

7、美日の文字及び図形商標登録証書及び商標譲渡許可通知書；

8、吉利集団有限公司の提出した、吉利公司が美日文字図形登録商標及び美日図形商標を使用する権利を有するという授権書；

9、２００１年5月２１日付けの『商標公告』に掲載された商標初歩審査公告概要；

10、２００２年1月２８日付けの『商標公告』に掲載された商標初歩審査公告概要；

11、美日図形商標設計意味の説明；

12、吉利集団有限公司企業法人営業許可書；

13、中国法学会の提出した一部の法学専門家の論証意見；

14、美日自動車取扱説明書概要（６３７０型）；

15、美日自動車取扱説明書概要（７１３０型）；

16、天津トヨタ公司と吉利公司の契約した「製品供給状況協議書」；

17、天津トヨタ公司と吉利公司の契約した「製品供給契約」；

18、８Aエンジンの発注書類；

19、中国北京市第二公証処の交付による（２００３）京二証字第０２０５８号公証書、8Aエンジンに「TOYOTA」商標があることの証明；

20、天津トヨタ公司の声明及び関連書類；

21、天津トヨタ公司の工商登記控え書類；

22、一部の自動車ブランドの広報書類；

23、「トヨタ（株）概要」摘要；

24、「中国におけるトヨタ」概要；

25、トヨタ（株）と天津トヨタ公司の契約した「トヨタ商標使用許可契約」と天津トヨタ公司設立に関する一部書類；

26、27、「TOYOTA」8A エンジンの広告書類；

28、中国北京市公証処交付による（２００３）京証経字第０２８３７号公証書、「自動車ブランド認知度アンケート問題」に関する追跡調査過程の証明；

29、零点調査集団提出の「自動車ブランド認知度研究報告」；

30、吉利公司が天津トヨタ公司から8Aエンジンを仕入れた仕切り状。

原告トヨタ（株）の上記証拠に対する答弁意見は下記どおりである。

証拠１～６の証明しようとする事項は、本案の争議内容ではない、吉利公司が自己のブランドと独特な市場定位を持っているかどうかは、本案とは関係がない；証拠７～９は本案と関係がない；証拠１０は吉利公司が出願登録商標の専用実施権を取得したことを説明できない；証拠１１の説明は確定性がない；証拠１２に対しては異議なし；証拠１３は証拠能力を持たない、専門家は関係公衆ではない；証拠１４、１５の形成された時間は２００１年１０月で、原告の提出した２００１年５月にできた自動車説明書とは版の種別が相違する；証拠１６～１８は吉利公司が「丰田」エンジン及び「TOYOTA」エンジンを使用することによる宣伝の正当性を証明できない；証拠１９は８A エンジンの付属品に「TOYOTA」の文字があることを表明できるだけで、エンジン全体に「丰田」及び「TOYOTA」商標を使用してはならないことの証明ではない；証拠２０は証明しようとする事項を証明できていない；証拠２１の真実性に対しては異議なし；証拠２２では関連公告を原告が発布したとは説明できず、その他のブランドの自動車製造者が行なったエンジンに関する宣伝は、被告吉利公司が使用した方法が正当であることを説明できるものではない；証拠２３、２４の真実性について異議はないが、法律上天津トヨタ公司が原告トヨタ（株）の一部であることを説明するものではない；証拠２５の真実性に対して異議はないが、証明力を持たない；証拠２６、２７は原告トヨタ（株）の行為であることを証明できない；証拠２８，２９は科学性、公正性、普遍性を持たないため、証明力がない；証拠３０の真実性について異議はないが、それは本案と関係がない；証拠３０の真実性について異議はないが、本案とは関係ない、証拠２５－３０は裁判所の指定する挙証期限を超過しているため裁判所は採用すべきではない。

被告亜辰偉業センターは被告吉利公司の提出した上記証拠書類に対し、異議をとなえなかった。

被告亜辰偉業センターはその抗弁の主張を証明するために、下記証拠書類を提出した。

1、美日図形商標の意味の説明及び商標登録出願書類；
2、美日自動車広報書類；
3、天津トヨタ公司に設立書類；
4、天津トヨタ公司の声明；
5、美日自動車売買契約。

原告トヨタ（株）は上記証拠書類に対し下記どおり答弁意見を述べた。

証拠１～４と被告吉利公司の提出した証拠は同じであるため、当該証拠の答弁意見は前述した内容と基本的に同じである、証拠１の美日図形商標の意味はその色彩と密接不可分な関係にあり、本案争議の図形商標は単一な金属色で、着色を失っては、美日図形は何ら独特な意味と顕著性も持たないため、意味の解釈が随意的なものとなる；証拠５は本案とは関係がない。

被告吉利公司は被告亜辰偉業センターの提出した上記証拠書類に対して、異議をとなえなかった。

双方当事者の答弁意見に基づいて、本裁判所は双方の提出した証拠書類に対して認証を行った。

本裁判所の原告トヨタ（株）の提出した証拠書類に対する認証意見は下記のとおりである。

被告は証拠１～４に対し異議を持たないことから、本裁判所は其の真実性及び証明力について確認する；　証拠５～２０で証明しようとする本案関連登録商標が著名商標である事項は本案争議とは関係がないため、本裁判所は上記証拠を確認しない；証拠２１、２２の真実性については確認するが、それで原告の登録商標を侵権したとは十分に証明できない；証拠２３、２４は一方的に委託して調査を行ったものであり、商標類似性判断に関する法定要件中の関係公衆の要求に合わず、本案の商標が既に関係公衆に混同を招いたことを証明できないため、本裁判所は採用しない；証拠２５～３０は出所が客観的且つ真実性があるため、その真実性及び証拠能力に対して確認する；　証拠３１の収集方法は客観的で真実性を持っているが、其の内容の出所が真実であるかどうかは、その他の証拠の支持が不足しているため、採用しない；証拠３２は本案争議とは関係がない；証拠３３～４１の出所は客観的で真実性があり、その真実性及び証拠能力について確認する。

本裁判所の被告吉利公司の提出した証拠書類に対する認証意見は下記のとおりである。

証拠１～６は本案争議と関係がないため、本裁判所はそれに対し、確認を行わない；証拠７～１０の出所は客観的で真実性がある、その真実性について確認するが、吉利公司が本案関連の美日図形商標の登録商標専用実施権を有するということは証明できない；証拠１１は吉利公司の陳述と見なすべきで、原告トヨタ（株）は認可しないものの、反証と合理的な理由に乏しいため、本裁判所はそれを採用する；証拠１２は出所が客観的で真実性があるため、その真実性及び証拠能力について確認す

る；証拠１３は一方が提供した第三者の論証意見で、原告がこれを認可しないことを鑑み、本裁判所は法律で規定する証拠の審査、判断の原則に基づいて、その証拠能力を確認しない；証拠１４～１９、２１、２３、２４は出所が客観的で真実性があり、原告はその真実性について認可するため、本裁判所はその真実性及び証拠効力について確認する；証拠２０、２２の真実性については確認するが、これで8Aエンジンが即ちトヨタ8Aエンジンであるとの結論は得られないため、その証明事項は成立しない；証拠２５～３０は裁判所指定の挙証期限満了後、法廷審理前に提出したが、この期間、管轄権異議申し立て手続きを経ており、双方とも補足証拠を提出しており、証拠２５、３０は証拠１７、１８、２１に対する補足証拠で、出所が客観的で真実性があるため、本裁判所は其の真実性について確認し、証拠１７、１８、２１と合わせて採用する、証拠２６～２９は原告の証拠に対する反証と見なすべきであり、中の２６、２７は原告が広告内容の発布者であることを証明できず、本案との関連性に乏しく、証拠２８、２９は一方的に行なった調査で、吉利自動車ブランドの認知度調査と本案と関連性がなく、アンケートに答えた者はわが国法律が定める関連公衆の要求に完全一致するものではなく、本裁判所はこれを採用しない。

本裁判所の被告亜辰偉業センター提出に係る証拠書類に対する認定意見は下記のとおりである。

証拠１、２、３、５は出所が客観的で真実性があり、その真実性及び証拠能力を認める。証拠４は原告より反証が提出されており、被告提出の証拠はその他の証拠による補完に乏しい故に本裁判所は認めない。

双方当事者の陳述、挙証、答弁及び本裁判所の認定に基づき、本裁判所は本案に係る事実につき下記どおり認定した。

原告トヨタ（株）は１９３７年８月２７日、日本で登録設立し、主に自動車製造を経営している。１９９０年３月１０日、トヨタ（株）は中国国家工商行政管理局商標局の認可によるトヨタ図形商標を設定登録したが、認可使用商品は商品国際分類第１２類の自動車及びその部品、車両タイヤで、商標登録番号は５１４１１４番、存続期間の延長登録を経て有効期間は２０１０年３月９日となった。１９８９年１２月１０日、トヨタ（株）は中国で「丰田」文字商標の登録認可を受けたが、認可使用商品は商品国際分類第１２類の自動車及びその部品、車両タイヤで、商標登録番号は５０６６８３番、存続期間の延長登録を経て有効期間は２００９年１２月９日となった。１９８０年1月２０日、トヨタ（株）は中国で「TOYOTA」のフォントの違う二種類の文字商標の登録認可を受けたが、認

可使用商品は商品国際分類第１９類の自動車及び第１２類の自動車及びその部品、車両タイヤで、商標登録番号は１３５０９２番と１３５０９５番、存続期間の延長登録を経て有効期間は２０１０年１月１９日となった。トヨタ（株）製造に係る各種車の車体前部、車体後部などには一律にトヨタ図形標章が取り付けられている。

被告吉利公司は２００２年２月１７日に設立されたが、寧波美日自動車製造有限会社、浙江豪情自動車製造有限会社、吉利グループ臨海机車工業有限会社が合併し設立したもので、元三つの会社の債権、債務はすべて合併設立された吉利公司が承継した。吉利公司は吉利グループ有限会社の持ち株子会社で自動車（吉利美日乗用車、吉利美日シリーズバス）及びそのエンジン、部品の製造と販売を主要な経営範囲としている。

美日文字、図形商標は１９９６年５月７日に中国国家工商行政管理局商標局による認可登録を受けたが、認可使用商品は商品国際分類第１２類の自動車、オートバイで、商標登録番号は８３６６１１番、有効期間は２００６年５月６日、商標登録者は黄岩市華田オートバイ総廠である。１９９８年６月２８日、当該商標は商標権移転登録の認可を受け、商標登録者は吉利グループ有限会社に変更した。２０００年４月２９日と２００１年１月１１日に、吉利グループ有限会社は中国国家工商行政管理総局商標局に対してそれぞれ二つの美日図形商標を登録申請した。申請番号は１６２１８８６番と１７５７３４４番、申請使用商品は同じく自動車、農業用運搬車、貨物輸送車、陸地車両エンジン、自動車（車両）、自動車、自動車車体、オートバイ、小型バスである。中国国家工商行政管理局商標局は２００１年５月２１日と２００２年１月２８日にそれぞれ商標初歩審査広告を行なった。吉利グループ有限会社は被告吉利公司が上記登録済みの商標と登録申請係属中の商標を使用することを許可した。

被告吉利公司の前身のひとつの寧波美日自動車製造有限会社製造に係るMR６３７０A型美日自動車の車体前部、車体後部、ハンドルとスポークホイル外側にはすべて美日図形商標が取り付けられている。当該車種の使用説明書（２０００年５月版）前書きには「MR６３７０、MR６３７０A型小型バス」、「それぞれ我が社生産に係るMQ４７９０型とトヨタ自動車会社生産に係る４気筒電子制御燃料噴射エンジンを搭載している」との表現あり、当該車種の使用説明書（２００１年１０月版）には「MR６３７０A×１、MR６３７０A１豪華バス」、「それぞれ我が社生産に係るMQ４７９Q 型と天津トヨタ自動車エンジン会社生産に係る８A-FE４気筒電子制御燃料噴射エンジンを搭載している」との表現が

ある。当該車種のパンフレットは当該車種のエンジンは「TOYOTA」８A（８A－FE）であるとうたっている。寧波美日自動車製造有限公司は２００１年３月１４日、「北京晩報」に載せたCMで「豊田動力、心動かされる価格」、「日本 TOYOTA の８A－FE４気筒電子制御燃料噴射エンジンを搭載する」の表現をうたっている。

天津トヨタ公司はトヨタ（株）と中国天津自動車工業総公司が中国で登録設立した合弁会社であり、中国に住所を置き、トヨタ（株）が天津トヨタ公司に８A－FEエンジンの製品技術を単独に移転している。２０００年１月５日、吉利公司と天津トヨタ公司は製品供給契約を結び、天津トヨタ公司が吉利公司に８A－FE エンジンを供給することを約束した。２０００年４月１２日、双方はさらに「製品供給状況協議書」に調印し、天津トヨタ公司が協議で定められたエンジン完成品及び付属品、包装を基準に吉利公司に８A 型エンジンを供給し、吉利公司が製造する小型バスの動力にすると約束した。吉利公司が製造した本案に関わる美日自動車搭載のエンジンの分電器、ベルト速度を調整するベルトに一律に「TOYOTA」商標を表記しており、エンジンの側面に８A型エンジン、天津トヨタ公司、TTME及び天津トヨタ公司の二重輪型の図形商標が表記されている。

被告亜辰偉業センターは２０００年７月２０日に設立され、主として自動車（乗用車を含む）、自動車部品、潤滑油販売などを経営している。２００１年１月１１日、亜辰偉業センターは吉利公司の前身寧波美日自動車製造有限公司と美日自動車販売契約に調印し、亜辰偉業センターは北京地域における唯一の美日MR６３７０A自動車販売業者となったのであるが、当該契約の有効期間は２００１年１２月３１日である。亜辰偉業センターは懸案の美日自動車を販売したが、宣伝の際に「トヨタ８A－FE 電子制御エンジン」、「美日自動車は TOYOTA－８A エンジンを搭載している」との文句を使用した。

懸案のトヨタ図形商標（付図１を参照されたい）は外側が楕円形を為し、内側は横長楕円形と縦長楕円形との組み合わせで、「TOYOTA」の頭文字「T」を呈し、内側ラインは外側ラインより重厚である。原告がトヨタ自動車に使用する図形商標は内外ラインの太さが一致しており、色は単一な金属色である。懸案の美日図形商標（付図２を参照されたい）は外側が楕円形で、内側腰の位置は横長の弧線が走り、四条の縦長弧線が張り、内外ラインの太さが一致しており、色は単一な金属色である。

なお、中国は１９８５年３月１９日に「工業所有権の保護に関するパリ条約」の加盟国となった。日本は１８９９年７月１５日に「工業所有権の保護に関するパリ条

約」の加盟国となった。

本裁判所は、中国と日本は同じく「工業所有権の保護に関するパリ条約」の加盟国であり、当該条約の規定に基づけば工業所有権の保護対象は特許発明、実用新案、意匠、商標、サービスマーク、商号、原産地標示または原産地名称及び不正競争の防止に関するものとされている。だから本案原告であるトヨタ（株）は日本で登録設立された会社として中国法律に基づいてその合法的に取得した商標権を保護され、及び中国国内で発生した事件を対象にした不正競争行為を制止するよう請求することができる。

懸案のトヨタ図形商標、「丰田」及び「TOYOTA」文字商標は中国において登録を認可されており、原告トヨタ（株）は上記登録商標権者としてその所有に係る商標専用実施権は中国法律の保護を受けるべきであると考える。

わが国の商標法は２００１年１０月２７日に改正が行なわれ、２００１年１２月１日から効力を有するようになった。本案被告吉利公司及び亜辰偉業センターの係争する権利侵害行為は商標権が改正され効力を有する日の前に発生しており、商標法が改正され効力を有する日以降まで続いていることからすれば、本案はわが国の改正後の商標法が適用されるべきである。

本案の双方当事者の争議の焦点は、被告吉利公司が懸案の美日図形商標を使用することが原告の所有するトヨタ図形登録商標専有使用権を侵害することに当たるかどうか；被告吉利公司が「丰田」及び「TOTYOTA」の文字を使用する懸案の行為が原告が所有する「丰田」及び「TOTYOTA」の登録商標専用実施権に対する侵害に当たるかどうか；吉利公司が美日図形商標、「丰田」及び「TOYOTA」文字を使用する本案関連の宣伝行為が原告に対する不正競争行為に当たるかどうか；被告亜辰偉業センターが本案関連の美日自動車を販売し及び販売過程において実施した本案関連の宣伝行為が、原告が所有する登録商標専用実施権に対する侵害行為及び不正競争行為に当たるかどうか；原告のトヨタ図形商標、「丰田」及び「TOYOTA」文字商標は著名商標であるかどうか、である。（注１）

先ず、被告吉利公司が本案関連の美日自動車に使用している美日図形商標は原告のトヨタ図形商標と類似しているかどうか、関連する公衆にして誤認を生じせしめることにより、原告の所有するトヨタ図形登録商標専用実施権を侵害することになるのかどうか、の問題である。

わが国商標法は、商標登録権者の許可なくして、同一又は類似する商品に商標登録権者の登録商標と同一又は類似する商標を使用することは登録商標実施権を侵害

する行為に当たると規定している。最高人民法院の「商標民事紛争案件の審理における法律適用諸問題に関する解釈」は、商標が類似するとは、本案関連の権利侵害商標と原告の登録商標とを比較するに、その文字の字形、読み方、意味又は図形の構図及び色彩或いはその各要素を組み合わせた全体構造が類似し、あるいはその立体形状、色彩の組み合わせが類似しており、関連する公衆に商品の出所に対して誤認を生じせしめ又はその出所が原告の登録商標を用いた商品と特殊な関連性があるかのように認識せしめることをいうと規定している。商標が類似していると認定する時には下記原則に照らして行なう。関係公衆の一般的な注意力レベルを基準にし、商標の全体比較をするだけではなく、商標の要部比較もすべきであるが、対比は対比する対象を隔離した状態でそれぞれ行わなければならず、保護を請求している登録商標の顕著性と知名度を考慮すべきである。（注２）

商標の基本機能は消費者に商品及びその出所を識別せしめるところにある。本案被告吉利公司の美日図形商標が使用する自動車製品と原告トヨタ図形登録商標が確定使用する商品は同種商品に属する。わが国の上記法律規定により、商標の類似性判断は関係公衆の一般的な注意力レベルを基準にしなければならない。関係公衆とは、商標が表彰するある商品若しくは役務と関係する消費者又は上記商品若しくは役務の販売と密接な関係があるその他の経営者である。本案係争商品は自動車であり、関係する消費者とは自動車の購入者又は使用者を指すべきであり、関係する経営者とは自動車を販売し、保守し、又はその他のサービスを提供する経営者を指すべきである。ゆえに、本案中関係公衆とは自動車の購入者又は使用者及び自動車を販売し、保守し、又はその他のサービスを提供する経営者を指すべきである。上記消費者には購入計画のある潜在的な消費者、購入行為を実施している消費者、購入後の消費者と使用者が含まれる。相対的に言えば、自動車は高価な商品であり、購入者・使用者は、購入し若しくは使用する前に自動車のブランド、性能、価格、製造元について詳細な情報を仕入れ、購入を控えて同一若しくは違うランクの自動車銘柄を十分に比較し、繰り返し選別し、熟慮を重ねた上で購入するのが普通である。購入後は自動車の使用、メンテナンス、修理などを通じて、ブランドおよび製造元に対する認識と理解をさらに深めるのであり、又引き続き当該ブランドの後続シリーズのブランド製品に関心を寄せるのである。一方、ディーラーも取り扱いブランドについてそれなり熟知しており、割合高水準の認識を有しており、異なるブランドや、製造元など

を見分ける高い識別能力がある。（注 3）

原告のトヨタ図形登録商標と吉利公司が使用する美日図形商標とを比較すると、二者は外側輪郭が同じく楕円形ではあるものの、前者の楕円形内側は三条の弧線からなり、内側ラインが重厚であるのに対して、外側ラインは軽くて細く、横長楕円形と縦長楕円形は造形がくっきりとしており、全体構造が簡潔である。それに対し、後者は楕円形内側が五条の弧線からなり、内外部ラインの太さが一致しており、内外部ラインの組み合わせが「美」の中国語発音表記法の頭文字「M」と漢字「日」の美学的変形を成し、全体構造が比較的複雑である。二者に対し離隔的観察で対比すると、上記関係公衆の一般的な注意力レベルを持ってすれば二者の全体的な視覚的効果は割合大きな差異があり、二つの図形商標要部のラインの構造も明らかに異なっており、関係公衆が二者を誤認混同することはありえないとみる。

現実において、トヨタ（株）がトヨタ図形商標を長期にわたり使用し、当該商標が表彰する自動車製品に対して取ってきた有効な市場経営行為により、トヨタ図形商標はトヨタ自動車の標章として高い顕著性と知名度を持っている。しかし自動車製品の関係公衆は、係争中の自動車製品の形状、装備、性能及び製造元が中国本土、外国又は合弁会社のどこなのかと言った主要な面についてそれなりに熟知し、識別能力がある。併せて、二つの図形商標が表彰する自動車製品の市場定位、内実、価格に明らかな隔たりがあるので、美日図形が表彰する美日自動車の出所について誤認したり、美日自動車とトヨタ図形商標が表彰するトヨタ自動車との間に特殊な関連性があると思うことはありえない。（注４）

上記を総合すると、自動車製品の特徴、自動車製品の関係公衆の市場における感知規律と注意力レベル、係争中トヨタ図形商標の顕著性と知名度、トヨタ図形商標と美日図形商標とを対比した差異及び上記図形商標が表彰する自動車製品の差異の度合いなどを考え合わせれば、被告吉利公司の美日図形商標と原告トヨタ図形登録商標は類似性がなく、関係公衆を混同させたり出所を誤認させるようなことはあり得ないのであり、原告の登録商標専用実施権に対する不利益な連想を引き起こすこともありえないと総合的に判断することができる。吉利公司が自己の生産した美日自動車に美日図形商標を使用する行為は原告登録商標専用実施権を侵害することにはならない。原告トヨタ（株）が提訴した被告吉利公司の上記行為は自己の登録商標専用実施権を侵害することに当たるとの主張は事実と法律の根拠に乏しく、本裁判所は支持しない。

次に、被告吉利公司が本案関連の美日自

動車の宣伝をする際に「丰田」及び「TOYOTA」文字を使用した行為は上記登録商標専用実施権を侵害したかどうか、吉利公司が美日図形商標使用すること及び本案関連の宣伝行為が不正競争行為に当たるかどうかの問題である。

わが国の法律登録商標権者の許可なくして同一又は類似商品に登録商標と同一又は類似する商標を使用する行為などは登録商標専用実施権を侵害する実施行為に当たると規定している。法律は、又その他の登録商標専用実施権を侵害する行為について明確な規定を定めた。本案に現存する証拠で明らかなことは、被告吉利公司が本案関連の美日自動車を宣伝するに当たり「丰田」及び「TOYOTA」文字を使用したのは本案関連の美日自動車のエンジンの性能、出所について説明したことにあたり、自動車製品装備の主要な組み立て部品の技術と製造などの出所につき消費者に紹介することにより、消費者に自動車製品の基本的な状態を理解させるものであり、この種の自動車製品の装備につき紹介し、説明する方法は商業慣習に叶った行為である。吉利公司は「丰田」及び「TOYOTA」文字を本案関連の美日自動車の商標標章として使用したのではなく、「丰田」及び「TOYOTA」文字はここでは美日自動車製品と及び吉利公司を表彰する意味を備えていないのであり、「丰田」及び「TOYOTA」登録商標に損害を及ぼしてない。吉利公司の上記行為はわが国法律が規定する登録商標専用実施権を侵害する行為に当たらず、原告トヨタ（株）が被告吉利公司を訴えて上記行為が自己の登録商標専用実施権を侵害したとの主張は法律的な根拠がなく（注 5）、本裁判所は支持しない。

わが国の不正競争防止法は、不正競争行為とは経営者が当該法律に違反してその他の経営者の合法的な権益を侵害し、社会経済秩序を乱す行為であると規定している。経営者は広告又はその他の方法により商品の品質、成分、性能、用途、生産者、有効期限、産地などについて人が誤解する虚偽宣伝をしてはならないとも規定している。法律が規定する虚偽宣伝とは故意に事実に合わない情報を散布することを指す。

認定された事実に基づけば、吉利公司が製造した本案関連の美日自動車が使用するエンジンは天津トヨタ公司が製造した８A型ガソリンエンジンで、天津トヨタ公司はトヨタ（株）がわが国において登録設立した合弁会社であって、その８A ガソリンエンジン製造技術はトヨタ（株）から単独移転を受けたものであるので、本案関連の８A ガソリンエンジンは実際トヨタ（株）が技術を提供し、天津トヨタ公司が製造したものである。

上記でわかるように、吉利公司が本案関連の美日自動車について宣伝する際に「丰田」及び「TOYOTA」文字並びに「豊田動力、心動かされる価格」、「日本 TOYOTA ８A—FE４気筒電子制御燃料噴射エンジンを搭載する」の文句を使用し、製品取り扱い説明書の中で「トヨタ（株）生産」の表現を使用したことには一定の誇大した部分があり、当該行為は明らかに不当である。（注 6）しかしながら当該行為はわが国法律が規定する製品の性能、用途などについて人に誤解を与える虚偽宣伝に当たるまでは至っていない。本案関連の自動車製品の関係公衆はこれが原因で本案関連の美日自動車搭載エンジンが日本国内において製造されたと誤認することはない。それに、本案関連の８A エンジンの技術は実際原告トヨタ（株）から取得しており、当該行為はトヨタ自動車のブランドの名誉に不利益な影響を及ぼすものではなく、原告の合法的な権益に損害を与え、社会経済秩序を乱す客観的な結果を引き起こすことはないはずである。吉利公司が美日自動車に美日図形商標を使用することと上記宣伝行為は、関係公衆が本案関連の美日自動車若しくは吉利公司とトヨタ自動車若しくはトヨタ（株）との誤認を導き出したりそれらの関連性につき連想させることはなく、原告の関連する合法的な権益に損害を与えるものではない。（注 7）だから、吉利公司の上記行為は不正競争行為に当たらず、原告トヨタ（株）が吉利公司を訴えて上記行為が不正競争に当たるとの主張は事実と法律の根拠に乏しく、本裁判所は支持しない。

第三に、被告亜辰偉業センターが本案関連の美日自動車を販売したこと及び本案関連の宣伝行為が原告の登録商標専用実施権の侵害及び不正競争行為にあたるかどうかの問題である。

亜辰偉業センターは本案関連の美日自動車のディーラーで、自動車製品を販売する行為は関係法律、法規に合致したものであり、亜辰偉業センターと被告吉利公司とは正当な経営関係にある。亜辰偉業センターが販売する本案関連の美日自動車は吉利公司が製造し、提供したものであり、亜辰偉業センターが本案関連の美日自動車に関して行なった宣伝内容は吉利公司に由来している。だから、吉利公司の本案関連の行為が原告の登録商標専用実施権を侵害し、不正競争行為にあたることが認められないことから、亜辰偉業センターの上記本案関連の行為も原告の登録商標専用実施権の侵害、不正競争行為にあたらないとみることが妥当である。原告トヨタ（株）が亜辰偉業センターを原告の登録商標専用実施権を侵害し、不正競争行為にあたると訴え出たことは根拠が乏しく、本裁判所は支持しない。

第四に、原告トヨタ（株）のトヨタ図形商標、「丰田」及び「TOYOTA」文字登録商標が著名商標かどうか認定する問題である。

わが国商標法は著名商標の保護について明確な規定を設けている。法律は著名商標に対して一般商標に比べより特殊な保護を与えているが、それには登録商標と非同一または非類似の商品に当該登録商標と同一または類似の商標を使用することによって関係公衆に誤認を生じせめる行為を禁止し、未登録商標と同一若しくは類似の商品に当該未登録商標と同一若しくは類似の商標を使用することによって混同を生じせめる行為を禁止するなどが含まれる。人民法院は商標紛争事件を処理するに当たり、当事者の請求及び事件の具体的状況に基づいて、問題とされる登録商標が著名であるかどうかについて認定する。本案において、原告の本案関連の登録商標は著名商標の特殊な保護を適用する必要性がない。それは被告の本案関連の侵害行為に係る自動車製品と原告の提訴に係る登録商標についての指定商品は同一の商品にあたり、登録商標と同一若しくは類似の商品に使用する商標が関係公衆に誤認を生じせめているかどうか、及びこの商標が当該登録商標と類似しているかどうかの判断は、当該商標が著名商標であるかどうかを前提とするものではないからである。（注 8）よって、本裁判所は本案において原告の提訴に係る登録商標が著名商標であるかどうかについて判断し、認定する必要性がない。原告の提訴に係る登録商標の著名商標認定請求を本裁判所は支持しない。

以上を総合すると、原告トヨタ（株）が提訴した被告吉利公司、亜辰偉業センターの本案関連の行為がその登録商標専用使用権の侵害及び不正競争に当たるとの主張は成立しない。原告が被告吉利公司、亜辰偉業センターに対する侵害行為の停止、経済損失の賠償の請求は事実と法律の根拠が乏しく、本裁判所は支持しない。原告の提訴に係る登録商標の著名商標認定の請求は必要性に乏しく、本裁判所はこれ尚支持しない。「中華人民共和国商標法」第５２条第（一）号、第（五）号、「中華人民共和国商標法実施条例」第５０条、「中華人民共和国不正競争防止法」第２条第２項、第９条第１項、最高人民法院の「商標民事紛争案件の審理における法律適用諸問題に関する解釈」第１条、第９条第２項、第１０条、第２２条の規定に照らして下記どおり判決する。

（日本）トヨタ自動車株式会社訴訟請求を棄却する。

案件受理費８０３６０元はトヨタ（株）が負担する（納付済み）。

判決に不服である場合、（日本）トヨタ

自動車株式会社は判決書送達の日より３０日以内に、浙江吉利自動車有限公司、北京亜辰偉業自動車販売センターは判決書送達の日より３０日以内に、本裁判所に上訴状を提出し、相手当事者の人数分の副本を合わせて提出し、北京高級人民法院に上訴することができる。

判長裁判官　　　邵明艶

理裁判官　　　何　暄

理裁判官　　　張暁津

〇〇三年十一月二十四日

三、私見

当案の原告、被告は下記の三つの問題が論点となった。

1.　商標権侵害の問題

被告吉利公司が事件にかかわる美日図形商標を使用することが原告の所有するトヨタ図形登録商標専有使用権を侵害することに当たるか否か

被告吉利公司が「丰田」及び「TOTYOTA」の文字を使用する本案にかかわる行為が原告が所有する「丰田」及び「TOTYOTA」の登録商標専用実施権に対する侵害に当たるか否か。

2.　不正競争行為に関する問題

吉利公司が美日図形商標、「丰田」及び「TOYOTA」文字を使用する本案関連する宣伝行為が原告に対する不正競争に当たるかどうか。

3、著名商標認定に関する問題

原告のトヨタ図形商標、「丰田」及び「TOYOTA」文字商標は著名商標であるか否か。（注１参照）

代

１、第一の問題について、商標法第５２条１項は、「商標登録権者の許可なくして、同一又は類似する商品に商標登録権者の登録商標と同一又は類似する商標を使用することは登録商標実施権を侵害する行為に当たる」と規定している。そして、最高人民法院の「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」（2002 年 10 月 12 日）第９条２項は、「商標法第 52 条第 1 項に規定する商標の類似とは、権利を侵害されたとして訴えられた商標と原告の登録商標を比較して、その文字の形、発音、意味または図形の構造及び色彩、または各要素を組み合わせた後の全体構造が類似であり、またはその立体形状、色彩組み合わせが類

似で、関係公衆に商品の出所を誤認させる、またはその出所が原告の登録商標の商品と特定の関係を持つと誤認させる場合をいう。」と規定している。

本案について、裁判官は商標が類似しているかどうかを判断するにあたり「関係公衆」と「一般的な注意力」の二つの概念について次ぎのように判示している。「関係公衆の一般的な注意力レベルを基準にし、商標の全体比較をするだけではなく、商標の要部比較もすべきであるが、対比は対比する対象を隔離した状態でそれぞれ行わなければならず、保護を請求している登録商標の顕著性と知名度を考慮すべきであると認められる。」（注２参照）裁判官が本案の中、「関係公衆」についての判示は上記の「商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院解釈」を照らして行っている。この「解釈」の第８条は、「商標法に言う関係公衆とは、商標に表記された某類（？）の商品または役務に関係ある消費者及び前述の商品または役務の営業販売に密接な関係を持つその他の経営者をいう。」と規定している。しかしこの概念は、「著名商標の認定及び保護に関する規定」（２００４年４月１７日）の第２条第３項に規定された「関係公衆」と多少違いがある。「著名商標の認定及び保護に関する規定」は　「関係公衆とは、使用された商標に係わるその分類の商品または役務と関係ある消費者、上記商品を生産し、または役務を提供する他の経営者、及び販売ルートにおいて関わってくる販売者と関係人員が含む」と規定している。

商品分野が異なれば、関連公衆という概念も異なると考えられる。例えば、オートバイ分野の関連公衆の範囲は自動車分野の関連公衆の範囲より狭いと考えられる。そして、経済発展に伴い、各時期、各分野の関連公衆の概念も変化するものと考えられる。今日、中国の消費者の自動車に対する知識は外国の消費者より少なく、自動車はまだ高級品と考えれている。そのため、中国の消費者は、海外のブランドは中国国産ものより品質が優れていると考える傾向がある。中国国産製品のブランドは外国のブランドと類似すれば、消費者はこの製品は外国ブランド製品となんらかの関係があると思い、その結果この製品もよく売れるかも知れない。

「著名商標の認定及び保護に関する規定」（2003 年 4 月 17 日）によると、本案中の関係公衆は自動車の購入者であり、裁判官ではないと考えられる。ゆえに、本案中裁判官の下記の判示は、分かりにくい。「本案中関係公衆とは自動車の購入者又は使用者及び自動車を販売し、保守し、又はその他のサービスを提供する経営者を

指すべきである。上記消費者には購入計画のある潜在的な消費者、購入行為を実施している消費者、購入後の消費者と使用者が含まれる。相対的に言えば、自動車は高価な商品であり、購入者・使用者は、購入し若しくは使用する前に自動車のブランド、性能、価格、製造元について詳細な情報を仕入れ、購入を控えて同一若しくは違うランクの自動車銘柄を十分に比較し、繰り返し選別し、熟慮を重ねた上で購入するのが普通である。購入後は自動車の使用、メンテナンス、修理などを通じて、ブランドおよび製造元に対する認識と理解をさらに深めるのであり、又引き続き当該ブランドの後続シリーズのブランド製品に関心を寄せるのである。一方、ディーラーも取り扱いブランドについてそれなり熟知しており、割合高水準の認識を有しており、異なるブランドや、製造元などを見分ける高い識別能力がある。」（注 3 参照）

裁判官のここの判示に述べられたに言った消費者は関連公衆の概念を逸脱して、さらなる一般的な注意力の内容までは言う必要がないのではないかと考える。裁判官が述べた消費者は製品についてよく知っている人であった。しかし、自動車相場をよく知っていないけれど、自動車を買いたい人は関連公衆に含むかは問題である。自動車を買おうとしている人にとって、自動車に対する認識には積み重なるプロセスが必要である。中国国外ブランドに類似している商標或いは中国国外ブランドにかかわりのある宣伝文はその人の判断に影響を与える可能性があるし、どのブランドの自動車を買うことにも決定的な影響を与えるかもしれない。その上、裁判官は下記の判示の中に、豊田図形商標について説明した。「現実において、トヨタ（株）がトヨタ図形商標を比較的長期にわたり使用し、当該商標が表彰する自動車製品に対して取ってきた有効な市場経営行為により、トヨタ図形商標はトヨタ自動車の標章として比較的高い顕著性と知名度を持っている。しかし自動車製品の関係公衆にしてみれば、係争中自動車製品の形状、装備、性能及び製造元が中国本土、外国又は合弁会社のどこなのかと言った主要な面についてそれなりに熟知し、識別能力がある。併せて、二つの図形商標が表彰する自動車製品の市場定位、内実、価格に明らかな隔たりがあるので、美日図形が表彰する美日自動車の出所について誤認したり、美日自動車とトヨタ図形商標が表彰するトヨタ自動車との間に特殊な関連性があると思うことはありえない。」（注 4 参照）しかし、この説のように、長期にわたって、比較的高い顕著性を持っている製品に対しては、その知名度でほかの類似している製品とは誤認されない理由で保護しないことは適当ではないと考える。裁判官のこ

れによって、二つの商標は類似しないと断じることは分かりにくい。今後、外国企業の著名図形、文字商標は中国で保護について極めて憂慮する事態である。

次に、付図 1、付図２を参照願いたい。付図 1 はトヨタの図形商標で、付図２は吉利美日図形商標である。トヨタの図形商標は使用により著名になった商標で、商標形態自身の独創性、意味にかかわらず、絶対的に保護すべきものだと考えられる。考慮したいことは、美日図形商標は外形から構造に至り、トヨタの図形商標に近似し、付図２の美日図形商標の外の二つの楕円の縦線を取り除くと、トヨタの商標とかなり類似になることである。もちろん、有名ブランドとして、外国のブランドにフリーライドするつもりがないのであれば、独創性ある商標を使うべきでると考える。もし吉利が模倣でないと主張するのであれば、なぜ独創性がある商標を使用せず、わざわざ訴訟を通じて自らの潔白を証明するのか。

２、次は被告の行為は不正競争行為に当たるかどうかという問題である。裁判官は、「わが国の法律は登録商標権者の許可なくして同一又は類似商品に登録商標と同一又は類似する商標を使用する行為などは登録商標専用実施権を侵害する実施行為に当たると規定している。法律は又その他の登録商標専用実施権を侵害する行為について明確な規定を定めた。本案に現存する証拠で明らかなことは、被告吉利公司が本案関連の美日自動車を宣伝するに当たり「丰田」及び「TOYOTA」文字を使用したのは本案関連の美日自動車のエンジンの性能、出所について説明したことに当たり、自動車製品装備の主要な組み立て部品の技術と製造などの出所につき消費者に紹介することにより、消費者に自動車製品の基本的な状態を理解させるものであり、この種の自動車製品の装備につき紹介し、説明する方法は商業慣習に叶った行為である。吉利公司は「丰田」及び「TOYOTA」文字を本案関連の美日自動車の商標標章として使用したのではなく、「丰田」及び「TOYOTA」文字はここでは美日自動車製品と及び吉利公司を表彰する意味を備えていないのであり、「丰田」及び「TOYOTA」登録商標に損害を及ぼしてない。吉利公司の上記行為はわが国法律が規定する登録商標専用実施権を侵害する行為に当たらず、原告トヨタ（株）が被告吉利公司を訴えて上記行為が自己の登録商標専用実施権を侵害したとの主張は法律的な根拠がない」（注５参照）と認めている。

完全な商品につく表記としては「商標＋商号＋生産地名」である。許可貿易の繁栄している今日は、例えば、ブラントの一つの「BURBERRY」は有名であるが、当該

商標をつける商品は、日本製またはイギリス製の場合、デザインがまったく同じでも、価格と質がずいぶん違うと愛用者の間によく知られると思う。ゆえに、数多くの超一流世界ブランドは他の国に商標ライセンスをしないと思う。例えば、「DUNHILL」、「LOUIS VUITTON」は他国にライセンスしないことによって、ブランドを保護する。筆者個人的には、自動車販売展覧会に「丰田」、また「TOYOTA」という文字をみると、自然に、この製品の部品は日本トヨタ自動車会社から輸入したと認識する。このような認識はもちろん「丰田」及び「TOYOTA」登録商標に損害を及ぼした。「中華人民共和国不正競争防止法」第5条２項、第９条１項には、「不正競争は経営者が当該法律に違反してその他の経営者の合法的な権益を侵害し、社会経済秩序を乱す行為である」、「経営者は広告又はその他の方法により商品の品質、成分、性能、用途、生産者、有効期限、産地などについて人が誤解する虚偽宣伝をしてはならない」と規定している。法律が規定する虚偽宣伝とは故意に事実に合わない情報を散布することを指す。本案の裁判官は、「吉利公司が本案関連の美日自動車について宣伝する際に「丰田」及び「TOYOTA」文字並びに「豊田動力、心動かされる価格」、「日本 TOYOTA８A—FE ４気筒電子制御燃料噴射エンジンを搭載する」の文句を使用し、製品取り扱い説明書の中で「丰田汽車公司生産」の表現を使用したことには一定の誇大した部分があり、当該行為は明らかに不当である」（注6参照）と認めている。しかし、裁判官は、「当該行為はトヨタ自動車のブランドの名誉に不利益な影響を及ぼすものではなく、原告の合法的な権益に損害を与え、社会経済秩序を乱す客観的な結果を引き起こすことはないはずである。吉利公司が美日自動車に美日図形商標を使用することと上記宣伝行為は、関係公衆が本案関連の美日自動車若しくは吉利公司とトヨタ自動車若しくはトヨタ（株）との誤認を導き出したりそれらの関連性につき連想させることはなく、原告の関連する合法的な権益に損害を与えるものではない」（注7参照）と断じた。ここに、承服し難いのは、誇大の程度、すなわちどの程度に行為は不当であれば、不正競争にあたるか、そして、社会経済秩序を乱すのは何だろう、ということが分からないことである。これから生ずる事実をいかに評価するのは本案でははっきり説明していない。

３、最後には著名商標の認定の問題である。本案の裁判官が原告トヨタ（株）のトヨタ図形商標、「丰田」及び「TOYOTA」文字登録商標が著名商標かどうか認定する問題である。著名商標を認定する問題について、中国の法律は明確に定めているが、漏

れが今回の判決から見られる。例えば、「第２次改正中華人民共和国商標法」第１３条の規定により、「同一又は類似の商品について出願した商標が、中国で登録されていない他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ同著名商標と容易に混同を生じさせる場合には、その登録とその使用を禁止する。同一又は非類似の商品について出願した商標が、中国で登録されている他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳したものであって、かつ公衆を誤認させ、同著名商標権者の利益に損害を与え得る場合には、その登録とその使用を禁止する。」とされている。同様の趣旨の規定として「著名商標の認定及び保護に関する規定」第６条 1、2 項がある。しかし、中国で登録した外国著名商標と同一または類似する商標を同一若しくは類似商品に使う時、その著名商標の認定することはできるかどうかについて規定していない。

ゆえに、本案の裁判官は、「わが国商標法は著名商標の保護について明確な規定を設けている。法律は著名商標に対して一般商標に比べもっと特殊な保護を与えているが、それには登録商標と非同一または非類似の商品に当該登録商標と同一または類似の商標を使用することによって関係公衆に誤認を生じせめる行為を禁止し、未登録商標と同一若しくは類似の商品に当該未登録商標と同一若しくは類似の商標を使用することによって混同を生じせめる行為を禁止するなどが含まれる。人民法院は商標紛争事件を処理するに当たり、当事者の請求及び事件の具体的状況に基づいて、問題とされる登録商標が著名であるかどうかについて認定する。本案において、原告の本案関連の登録商標は著名商標の特殊な保護を適用する必要性がない。それは被告の本案関連の侵害行為に係る自動車製品と原告の提訴に係る登録商標についての指定商品は同一の商品に当たり、登録商標と同一若しくは類似の商品に使用する商標が関係公衆に誤認を生じせめているかどうか及びこの商標が当該登録商標と類似しているかどうかの判断は、当該商標が著名商標であるかどうかを前提とするものではないからである」（注 8 参照）と認めている。

しかし、パリ条約第６条 2 項の規定により、「商標登録国或いは使用国主管機関はある商標の構成が、本条約利益者に有することを認めれば、該国に当著名商標を複製、模倣又は翻訳して、同じ或いは類似商標に使って、かつ同著名商標と容易に混同を生じさせる場合には、職権によって（当国の法律が許されば）、その登録とその使用を禁止する。」そのため、本案にトヨタの三つの商標を著名商標として認められないのは適当ではないと考えられる。このような情況は外国企業商標の中国での著名商

標認定に高いハードルを課しているのと同然であると考えられる。

また、「登録商標と同一若しくは類似の商品に使用する商標が関係公衆に誤認を生じせめているかどうか及びこの商標が当該登録商標と類似しているかどうかの判断は、当該商標が著名商標であるかどうかを前提とするものではないからである」という考え方は商標局の方でも持っているらしいということから見たら、今後著名商標を認定するにはいろいろ問題が生ずると考えられる。

四、まとめ

以上を総合すると,トヨタ・吉利の事案は中国進出外国企業と中国企業間の知的財産紛争のはじまりである。本案中に出た若干の法律問題については、中国と外国の法律専門家による検討を期待している。中国企業自身、特に自動車会社は、今回の事件によって多くの反省すべきことがあるではないと思われる。例えば、ヨーロッパでも日本でも、ブランド自動車のデザイナーは形が特別で、一般の車と違う様式をデザインして消費者をひきつけている。自社の車の商標、ボデイー、ライトなどの部分がほかの会社のデザインと類似すれば、逆に、消費者に好まれない。今回の訴訟によって反省すべきは、なぜ中国の自動車会社はいつも、外国の著名自動車ブランドの商標或いはデザインを模倣しているか。訴訟の勝ち負けは別にして、遠い目で見れば、中国の企業は本当に今回の訴訟によって完全な勝ち側になることではないと思われる。これから中国の自動車会社は企業経営戦略を改めて考えるべきである。